

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和 2 年 7 月 2 8 日（火）

担当課：政策部 政策総務課

件 名：「ふるさと納税」における返礼品の導入について

提出理由：「ふるさと納税」における返礼品の導入にあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- ・「ふるさと納税」は、都会に住んでいる人などが、現住地に納税する代わりに、生まれ育った「ふるさと」等への寄附により税額控除を受けられる制度で、平成 20 年度に導入された。
- ・平成 24 年頃から寄附に対して返礼品を贈呈する自治体が出始め、平成 27 年度の税制改正における寄附に対する控除額の拡大や、給与所得者が確定申告を行わずに控除を受けられるワンストップ特例制度の創設により、寄附が急激に増大し、平成 30 年度には 2,300 万件、5,000 億円を超える規模となった。
- ・また、平成 27 年度の税制改正以降、返礼品の高額化や返礼率の上昇など「ふるさと納税」をめぐる自治体間の競争が過熱し、制度の趣旨を逸脱した事例が発生したことで、令和元年 6 月から「ふるさと納税に係る指定制度」が新たに開始され、「ふるさと納税」の対象となる自治体を総務大臣が指定することとなった。

2. 現行制度概要

- ・個人が自治体に寄附を行った場合、2 千円を超える部分について、本人の所得等に応じた上限額まで、所得税と住民税が控除される。
- ・「ふるさと納税に係る指定制度」の指定を受けるためには、「返礼品は寄附額の 3 割以下とすること」、「返礼品は地場産品とすること」等を遵守しなければならない、高い返礼率の設定や、商品券や各種還元ポイントなどの金銭類似性の高い返礼品は禁止されている。

3. 本市の状況

- ・本市では従前から、寄附条例に基づき、使途を明示した募集により寄附の誘引を図ってきたところであり、高い返礼率などによる「ふるさと納税」の返礼品導入を見送ってきた。
- ・しかしながら、全国的な「ふるさと納税」の浸透に伴い、本市における市民税の寄附金控除額と寄附受入額の差が拡大していることや、「ふるさと納税に係る指定制度」の開始以降、過当競争に一定の歯止めがかかるようになったことから、返礼品の導入についてあらためて検討を進めてきた。

4. 本市における返礼品導入の考え方

（1）返礼品の選定について

- ・返礼品は、本市の魅力を PR するとともに、市内産業の振興等の一助となるものを中心に選定する。
- ・返礼品事業者の募集については、公平性を担保するため、説明会等を実施し、公募する。

（2）返礼品による寄附募集の実施方法

- ・寄附者の利便性等に配慮して、次の事業者と契約を締結する。
 - ＊ 返礼品のサイト掲載、寄附の募集、決済までを行うふるさと納税ポータルサイト運営事業者
 - ＊ 返礼品の配送手配、寄附者からの問合せ等に対応する、ふるさと納税管理代行業者

経 過

- H20. 5～ ふるさと納税制度開始
- H27. 4～ 寄附金控除額の拡大（H27 年寄附から）ワンストップ特例制度開始
- R1. 6～ ふるさと納税に係る指定制度開始

今後の予定

- R2. 8 補正予算議会上程
- R2. 10 規則一部改正、要綱制定
ポータルサイト、管理代行委託契約締結
- R2. 10-11 説明会開催、返礼品事業者公募
- R2. 11-12 指定申請（総務省）、返礼品決定
- R3. 1 返礼品贈呈を伴う寄附の募集開始